

③

令和 8 年 3 月

第 1 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ
議案第 19 号	事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定める について…………… 1
議案第 20 号	徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を 定めるについて…………… 3
議案第 21 号	徳島市行政手続条例の一部を改正する条例を定め るについて…………… 5
議案第 22 号	徳島市における自転車の放置の防止に関する条例 の一部を改正する条例を定めるについて…………… 7
議案第 23 号	徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部 を改正する条例を定めるについて…………… 11
議案第 24 号	徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例を定めるについて…………… 12
議案第 25 号	徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定める について…………… 13
議案第 26 号	徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を 定めるについて…………… 14
議案第 27 号	徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定め るについて…………… 26

議案第 28 号	徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を定めるについて	32
議案第 29 号	徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて	36
議案第 30 号	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて	39
議案第 31 号	徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて	41

事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて
事務分掌組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

事務分掌組織条例の一部を改正する条例
事務分掌組織条例（昭和38年徳島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「企画政策部」を「企画政策部
危機管理部」に改め、「危機管理局」を削る。

第2条中「部等」を「部」に改め、同条の企画政策部の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中心市街地活性化に関すること（都市建設部の分掌するものを除く。）

。

第2条の企画政策部の項の次に次の1項を加える。

危機管理部

- (1) 危機管理及び防災に関すること。
- (2) 防災及び減災対策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。

第2条の危機管理局の項を削る。

第3条中「部等」を「部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年徳島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の徳島市名誉市民推薦審議会の委員の項の次に次のように加える。

徳島市防災会議の委員	日額	7,350円
徳島市国民保護協議会の委員	日額	7,350円

別表第2中

「

徳島市緑化審議会の委員	日額	7,350円
徳島市防災会議の委員	日額	7,350円
徳島市国民保護協議会の委員	日額	7,350円

を

」

「

徳島市緑化審議会の委員	日額	7,350円
-------------	----	--------

に改める。

」

(徳島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

- 3 徳島市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年徳島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条」を「第1条」に、「部等」を「組織」に改める。

徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

徳島市附属機関設置条例（昭和28年徳島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 上下水道事業管理者の附属機関として、徳島市上下水道事業経営審議会を置く。

2 徳島市上下水道事業経営審議会は、上下水道事業の経営に関する重要な事項についての調査及び審議に関する事務を担当する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年徳島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「あつて」を「あって」に、「なつている」を「なっている」に、「よつて」を「よって」に改める。

第4条第7項及び第4条の2中「あつた」を「あった」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員旅費支給条例（昭和37年

徳島市条例第27号) 第2条第1項第1号に規定する特別職の職員以外の職員が同条例の規定に基づいて受ける旅費の額の例による。

第6条第3項中「一」を「いずれか」に改める。

別表第2に次のように加える。

徳島市上下水道事業経営審議会の委員	日額	7,350円
-------------------	----	--------

徳島市行政手続条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市行政手続条例の一部を改正する条例

徳島市行政手続条例（平成 11 年徳島市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号，第 4 条，第 13 条第 1 項及び第 2 項第 5 号並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め，同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に，「その者の氏名，同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め，同項後段を削り，同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は，不利益処分の名宛人となるべき者の氏名，第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに，公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し，又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては，当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに，当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第18条第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

第19条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「に規定する補佐人」を「の補佐人」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の右に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の右に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中「」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

徳島市における自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する
条例を定めるについて

徳島市における自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市における自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例
徳島市における自転車の放置の防止に関する条例（昭和 59 年徳島市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 6 条」に，「第 8 条―第 14 条」を「第 7 条―第 13 条」に，「第 15 条―第 19 条」を「第 14 条―第 18 条」に，「第 20 条」を「第 19 条」に改める。

第 2 条第 2 号中「放置」を「自転車の放置」に改め，同条第 3 号を次のように改める。

(3) 放置自転車 自転車の放置に係る自転車をいう。

第 2 条第 4 号中「自転車法第 2 条第 3 号」を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号。以下「自転車法」という。）第 2 条第 4 号」に改め，同号を同条第 5 号とし，同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。

第 5 条を次のように改める。

（自転車の利用者等の責務）

第5条 自転車の利用者等は、第1条の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、公共の場所に自転車の放置をすることがないように努めなければならない。

3 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名又は名称を明記するように努めなければならない。

第6条中「当たつては」を「当たつては」に改め、「防犯登録」の右に「（自転車法第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）」を加える。

第7条を削る。

第8条第1項中「徳島市寺島本町西1丁目4番地の2を含む」を削り、同条第2項中「自転車が大量に放置され」を「大量の自転車の放置がされ」に、「大量に放置される」を「その」に改め、同条第3項中「第1項及び前項」を「前2項」に改め、第2章中同条を第7条とする。

第9条中「自転車を放置して」を「自転車の放置をして」に改め、同条を第8条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項中「自転車が放置されて」を「自転車の放置がされて」に、「当該自転車」を「当該放置自転車」に改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「（自転車の放置に対する措置）」を付する。

第11条第1項中「自転車が放置され」を「自転車の放置がされ」に、「うえ」を「上」に、「当該自転車の」を「当該放置自転車の」に、「当該自転車を放置しない」を「対し、自転車の放置をしない」に、「等の文書を当該自転車」を「文書等を当該放置自転車」に、「こと、その他」を「措置による指導その他の」に改め、同条第2項中「自転車が放置されて」を「規則で定める相当の期間にわたり自転車の放置が続いて」に、「規則で定める相当の期間にわ

たり放置されている自転車」を「当該放置自転車」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「放置されている自転車がある」を「自転車の放置がされている」に、「自転車が放置される」を「更なる自転車の放置を生じさせる」に、「自転車を」を「自転車駐車場における放置自転車を」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出し中「自転車」を「放置自転車」に改め、同条中「第10条第1項、第11条第2項」を「第9条第1項、第10条第2項」に、「自転車を移動し」を「放置自転車を移動し」に改め、「ときは」の右に「、自転車の放置がされていた場所その他規則で定める事項を告示するとともに」を加え、「当該自転車を当該自転車の」を「当該放置自転車をその」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「第10条第1項、第11条第2項又は第12条」を「第9条第1項、第10条第2項又は第11条」に、「自転車」を「放置自転車」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に理由があると認めるときは、同項の費用を免除することができる。

第14条を第13条とする。

第15条中「その他自転車の放置防止対策」を「その他の自転車の放置の防止対策」に改め、第3章中同条を第14条とする。

第16条中「もつて」を「もって」に改め、同条を第15条とする。

第17条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条第4項中「事故」を「事故が」に改め、同条を第16条とする。

第18条第1項中「の各号」を削り、「委嘱する」を「委嘱をする」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 放置禁止区域の指定又は変更若しくは解除をしようとするときは、当該
場所又は放置禁止区域の関係者

第18条を第17条とする。

第19条第1項ただし書中「委嘱された」を「委嘱をされた」に改め、同条
を第18条とする。

第4章中第20条を第19条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
を定めるについて

徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

徳島市保育の必要性の認定等に関する条例（平成 26 年徳島市条例第 32 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 13 条第 1 項」を「第 13 条」に改め、「第 30 条の 3」
の右に「及び第 30 条の 13」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 本市は、次に掲げる者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- (1) 法第 23 条第 2 項又は第 4 項の規定による支給認定証の提出を求められ
てこれに応じない者
- (2) 法第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の返還を求められてこれに応
じない者
- (3) 法第 30 条の 18 第 2 項の規定による乳児等支援支給認定証の返還を求
められてこれに応じない者

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を
定める条例（平成26年徳島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島市特定教育・保育施設等の運営に関する基準等を定める条例

第1条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳
児等通園支援事業」に改める。

第2条の見出しを「（特定教育・保育施設等の運営に関する基準）」に改め、
同条に次の1項を加える。

2 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定による特定乳児
等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関
する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準とする。

第3条中「第30条の3」の右に「及び第30条の13」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例

徳島市営住宅条例（平成 9 年徳島市条例第 22 号）の一部を次のように改正
する。

別表の 1 の表の竹須賀住宅の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条の3第1号イ中「，高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「，介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の右に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同号カ中「，病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め，同条第2号イ中「，病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第13条の6の2第1号中「同じ。）」を「同じ。）の額」に改める。

第13条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の7第1号中「同じ。）」を「同じ。）の額」に改める。

第13条の12中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め，同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条，第15条の3，第15条の4及び第15条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては，その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（徳島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て

支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。

) の額

イ 第15条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第13条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第13条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第13条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第13条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の41.2に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の41.2に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第13条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の17.6に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗

じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の17 第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第14条第1項中「及び介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第13条の15の規定により算定した子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第15条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の右に「並びに第5項」を加え、「(以下この項)」を「(次号及び第3号並びに第5項)」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して

得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所

属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子

育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第13条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、これらの規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第15条の2中「第11条及び前条」を「第11条第1項、第13条の6の4、第13条の9及び第13条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第15条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の16第3項」と読み替えるものとする。

第15条の3第6項中「第4項」を「第5項」に、「第13条」を「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第13条」に改め、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」とを削り、同項を同条第7項とし、同

条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第13条第2項の規定により端数を切り上げた額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

第15条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第5項各号」と、第6項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の16第3項」と読み替えるものとする。

第15条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項」を「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」

と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「前項」を「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。

第15条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第5項各号」と、第7項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と読み替えるものとする。

第15条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額)

第15条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の

3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第15条第5項、第15条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第13条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第19条第1項第1号中「又は第13条の6の3」を「、第13条の6の3又は第13条の14」に改め、同項第7号中「第15条の4第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「第15条の4第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「同条第3項又は第4項」を「同条第3項から第5項まで」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第15条の3第4項（同条第6項）」を「第15条の3第5項（同条第7項又は第8項）」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「同条第3項」の右に「又は第4項」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第15条第5項各号に定める額

第19条第1項に次の1号を加える。

(9) 第15条の5第1項に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の徳島市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例

徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第3条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1

項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第3

4条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第4条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令

で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における保険料の減免の特例)

第5条 市長は、第5条の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する第1号被保険者について、令和8年度分の保険料を減免するものとする。

- (1) 令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、政令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）又はみなし課税者以外の者であって、その属する世帯の世帯主及び世帯員のうちにみなし課税者が含まれるもの
- (2) 前号に該当することにより、令和8年度分の保険料率が政令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとして算定した場合における同年度の

保険料率を上回ることとなった者

- 2 前項の規定により減免する保険料の額は、同項第1号に該当することによる令和8年度の保険料の額から、政令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとして算定した場合における同年度の保険料の額を減じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等
の手續に関する条例を定めるについて

徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手續に関する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手續
に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は本市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手續並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の

提出の方法を定めることを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）は、次の各号に掲げる設置者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次号において「焼却施設」という。）及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(2) 受託者 焼却施設

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等の縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

2 市長は、受託者が法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等の縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏

名

(2) 前項各号に掲げる事項

(縦覧の場所及び期間)

第4条 前条の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 市役所内で規則で定める場所

(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条第1項の縦覧の期間は、同項の規定による告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置及び変更の場合にあっては、1月間を上限として、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）とする。

3 前条第2項の縦覧の期間は、同項の規定による告示の日から1月間を上限として、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 法第9条の3第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 市役所内で規則で定める場所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第9条の3の3第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関

係を有する者は、第4条第2項又は第3項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次の各号に掲げる意見書の区分に応じ、当該各号に定める者に意見書を提出することができる。

- (1) 法第9条の3第2項の意見書 市長
- (2) 法第9条の3の3第2項の意見書 受託者

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
定めるについて

徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例（平成30年徳島市条例第14号）
の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 棧橋の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第3条第3号中「であって、規則で定める行為」を削る。

第4条第2項及び第5条第2項中「の各号」を削る。

第6条第1項中「の各号」を削り、「，許可」を「，係留等の許可」に改め、
同条第2項中「許可」を「係留等の許可」に改める。

第7条第1項中「1日につき1,010円の」を「別表第2に定める」に改
め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項
を加える。

2 使用者は、棧橋の電気設備及び水道設備を使用する場合は、前項の使用料
のほか、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

第11条中「棧橋」の右に「又は付属設備」を加える。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
徳島市新町橋河畔棧橋	徳島市新町橋1丁目4番地の2地先
徳島市南末広棧橋	徳島市南末広町6番地地先

別表第2（第7条関係）

区分	単位	金額
船舶の係留	船舶の長さ1メートルにつき1日	160円
船舶の係留以外の目的による使用	使用面積10平方メートルにつき1日	270円

備考 使用料の額は、使用開始の日から終了の日までの期間を計算するものとし、次に定めるところにより算定する。

- (1) 単位に係る長さ又は面積について、1メートル又は10平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- (2) 単位に係る長さ又は面積が1メートル又は10平方メートルに満たない場合は、それぞれ1メートル又は10平方メートルとみなす。
- (3) 単位に係る期間について、その期間に1日未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- (4) 単位に係る期間が1日に満たない場合は、当該期間は1日とみなす。

別表第3（第7条関係）

種別	単位	金額
電気設備	コンセント盤1口につき1日	220円
水道設備	給水栓1栓につき1日	220円

備考 別表第2の備考第3号及び第4号の規定は、この表の場合について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による係留又は使用の許可の手續その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の係留又は使用に係る使用料について適用し、施行日前の係留又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるにつ
いて

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償条例（昭和38年徳島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「383円」を「433円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じ

た損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については，なお従前の例による。

徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市火災予防条例の一部を改正する条例

徳島市火災予防条例（昭和 37 年徳島市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこ

と。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の右に「，感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるもの（業として設けるものを除く。）を除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。